20170125 基準部会 28 回

1258
●駒村
はやいけどはじめる。

●事務局
欠席、岡部、宮本

1300
●駒村
まず岩田先生から。

●岩田
加算の検証、できないものもある。
生活保護、加算の趣旨、誤解が多い理解されていない。
財務省、検証しろというけど、できる体系なのか。
制度の体系、誤解が多い。理解をもとめていかなくてはならない。
年金教育はされている。
学校で副読本配っていいくらい。

生活保護、ついでに加算も検証するという形でやられた。
ところが住宅扶助。医療扶助も一時議題にあがったことある。
生業扶助、複雑。議論していいかもしれない。
でも葬祭扶助、出産扶助、介護扶助、生活保護で決められるわけではない。

住宅扶助、昔、公営住宅の家賃が上限額としてあった。
でもなくなった。
何を基準にしていいかわからなくなった。
そこで最低居住面積水準を公正家賃の基準にする。これはあっていい。

（戦後の方式のふりかえり）
マバで一般扶助として、標準世帯から展開してきた。
もともとの年齢区分、それでよかったのかという疑問がある。
子ども、学齢で区切った。
大人、なんとなく区切ってる感じ。

60 代は前半後半が一緒。厚労省の高齢者定義とずれている。
前回、回帰分析で分析したといっても、年齢の平均値に対して比較。
年齢区分が違えば結果違うのでは。そのおそれあり。

一類二類、一度だけ、作業部会で区分を見せてもらった。
非常に昔の区分が残っている。
今からみると「え？」というのが残っている。
もうちょっとやりようがあるかと思う。
あくまで、水準均衡で、一般扶助でいくなら、納得いく検証が必要。

問題はそれと各種加算の関係。
いつもお題が降ってきてそれにそってやる。
でも今回のお題、生活保護の体系に沿ってない。
有子世帯への加算、子どもについては理論値はたてられる。
子どもの貧困とも関連。
本体はニードに基づく。
生業扶助、議論の余地ある。
医療扶助など、社会的に「最低限度」と合意できる。国保なみ。それはしかたない。
基準の問題ではないアプローチでやるしかない。

1312
●駒村
加算、理論的検討していいのではということ。

●阿部
さきほどの各種加算。切り離してマバでやれるのか。
子どものニーズを改めて理論値として作り出す必要がある。
本体と切り離して加算を理論値でやるのか、本体とセットで理論値でやるのか。
どういうデータをつかうのか。

●岩田
水準均衡が、ちょっと違う時代に入ってきた。
下が増えていくと、第一十分位でやっていいのか。
部分的にマバやエンゲルのような別の検証、必要だと思う。
一類の年齢別、基本、カロリー。検証したらああなるというのが、私よくわからない。
一般家庭、実態生活費で検証するとともに、部分的な、阿部先生の MIS のような、パイロ

ット的な調査で決めていくというのもあると思う。
そうすると、一類の考え方をどうするのか。
マバ、圧倒的に、食べるということ。そういう時代だった。
今の必要というのを、どう考えていくかというのを、検証していく必要がある。
一応、食べていくという形にしておいて、もう少し、社会的な学校教育や活動に子どもが参加できるとか、それでプラスアルファを考えるとか、そういうふうにするしかないかも。

●阿部
生活扶助本体の一類の子どもの部分にそういう考え方を？

●岩田
生活保護、母子世帯、家計構造が違う。
高齢世帯、昔の家計構造でエンゲル係数が高く、社会活動は活発でないという形になる。
子どもがいると、無理をした消費にならざるをえない。子どものために。
同じものを着せてやりたい、持たせてやりたい。
子どもは人並み。みんなから落としたくないというのが、平均的に家計構造にあらわれている。
そういうものを積み上げていくしかない。
すると、落っこちっぱなしの高齢世帯はいいのか？　ということにもなる（笑）
一般の年金生活者でも。水準均衡。でも第一十分位の真ん中はかなり不活発。
ゼイタクはしないけど、病気になったら医療書かれるし、社会生活できるというのは持ってないと。
単に比較で済むかというのは出てくると思う。

●駒村
大事な部分の議論だったと思う。
これから検証作業。
岩田先生から、本体、年齢区分。
子どもの議論の捉え方のお話もあった。
後ほどまた、本体の作業の方針を。

今日、資料まだある。
今、岩田先生のお話のなかで、加算、他制度とのバランスで割り切った部分もある。
それを今回、どう評価するのか。部会の役割。
委員のみなさんから、各種加算の経緯、説明があった。
事務局から資料１について説明よろ。

●鈴木課長の右の人
（資料 1 説明。加算の創設とその後の経緯）

●駒村
多くの加算、他制度が創設されたためにできている。

●山田
他制度の水準も大事。
母子加算、老齢福祉年金の 1.3 倍とか。
障害者加算、老齢福祉年金の 1.5 倍とか。
他制度とある程度の幅をもって連動させてきた。
この水準自体がどのような考えを背景にきまったのか、分かる範囲でいいから、今日でなくていいから、背景示して。

●小塩
水準、科学的合理的に作られたものかどうか。年金も。
他制度、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当との関係。
国民年金の中に福祉年金があった。その中に母子福祉年金と母子年金など。それぞれで水準合わせるというのがあった。
児童扶養加算、児童扶養手当のときの議論。
昭和 61 年、福祉年金が（聞き取れず）された。その時に児童？？手当できた（？）
児童手当との関係はどうなのか、そういう議論にもなる。
それを参考にしながら見ていくといいんじゃないかと思う。
水準との整合性、難しい。
でも研究者も含めて、おさらいが必要。

●岩田
加算で、特に、福祉年金との関係。
福祉年金も低い。生活保護はずーっと低かった。
関係者は生保基準上げたかったけど上げられない時期が長かった。
そこに福祉年金ができた。
生活保護にも恩恵がなきゃ可哀想じゃないか、という話だったんだと思う。
でも両者が膨らんだ。水準を調整したのだろう。
なぜ、手当、全部収入認定するのか。
8 割は増えていい（？）というのがあった。

障害者加算、当然必要なもの。

●鈴木さんの隣の人
具体的な議事内容までは確認して内が、昭和 56 年？　収入認定することについての議論あったという記載あった。
でもそうすると、生活保護の考え方からすると、収入認定しないと考え方大きく転換。
その時点では、意見は意見として、収入認定し同額の加算を認めるということだったという記載があった。

●岩田
収入認定しといて、ほぼ同額の加算をつけるというやりかただった。
当該世帯にとっても社会にとっても、ややこしい。
自分の理解では、生活保護が社会保障の中で孤立。
生活保護に入ったら生活保護で全部面倒みる。
適正な収入認定をしながら、その人が権利をもつ年金や手当あって、生活保護は補足していく。
でも特別なニーズ、それが母子、障害、介護。
生活保護世帯だけなのか、子ども全体に、手当だけではなく具体的なサービスなのか、安い・無料のサービスか、現物支給か、という議論は残る。
子どもは同じように扱い、落っことさないようにしないと。
現金を親に渡すと親が使うという意見ある。それは確かにあるけど、親が関与しない、学校生活の就学援助のようなものを広げていくとか。
そういう形の方が、生活保護だけでやるよりいいのではないかと思う。

●駒村
ここは大きな議論。
手当を一度取り上げて、扶助に加算している。
ここを見直すのか。
ただちに「すべての」という形にはならないと思うが、一つの考え方として、議論に値するかどうか。

●小塩
関連質問。
事務局に聞きたい。
加算の創設根拠。S59 以後、基本、物価の伸び率で改定してきた。
加算の根拠自体は、振り返ってこないまま現在に至った雰囲気がある。

この会議で、どこまで踏み込むのか。
あとで検証作業の具体的な中身について議論。
加算すべてを見直すことまでは考えてない？

●駒村
資料１みると、福祉年金から老齢加算。
加算すべて、似たような考え方になっている。
介護保険導入に合わせてのものも。
制度が一方であり、他制度があり、他制度が変化していき、生保基準の考え方も変化する中、インデックスが変わる。
ここでは全部考える。本体、加算、インデックス。
手当との関係どうするか、岩田先生からの問題提起。

●鈴木
小塩先生へ。
医療扶助介護扶助のような、他制度で水準が決まっているもの、ここでは議論しない。
それ以外は、部会の射程に入っている。
今日的に見ても、内容と水準が妥当であれば、見直す必要がない。
今日的に、どういう考え方で検証するかを含めて、その加算で見ている特別なニーズと、費用が妥当かどうかを検証した結果、何らかの見直しが必要なら、当然見直しをしていく。
そういうことに基本的になる。
有子の場合、まずはていねいに見ていく。

岩田先生へ。
大きな制度間の役割分担。
生活保護、他方他施策優先。
一般政策が充実すると、生活保護も充実。
でもそのとき、収入認定して、生活保護の中で加算するのがいいのか。
それとも収入認定しない形か。
ものごとの本質にかかわる。
最低生活とは何かというところから、生活保護基準が決まっている。
すると、生活保護以外の給付金、何なのか。それは整理しないと。
全体の保障すべきものが変わってくる。
簡単にすぐ変えられるものではないが、議論していく価値はあると思う。

●駒村

岩田先生の最初の話、
今、下が落ちていく中での最低生活の見方。
子どもに対してどう考えていくのか。
そこにも関わっていくのかなあと思う。

●鈴木
子どもの関係で、今、扶助加算を検証お願いしたい。
その過程で、マバ的に必要な費用を積み上げるやりかたも。
水準均衡的なやりかたもあると思う。
学習支援、高等学校等修学費、マバに近いものだと思う。
どの水準を保障すべきか、合理的な基準が見いだせれば、子どもの貧困対策を含めて、子どもの最低生活費が保障されるよう、一類二類加算の高さのなかで考えていくことになろうかと思う。
現実には、活用できるデータにも制約がある。その範囲で、できるだけ、合理的に、根拠があるような形にしていきたいなあと思う。

●栃本
児童手当の額、どう決まっていたか。
児童扶養手当もそう。
先程、年金の成立、対応してこうこうというのがあった。
その額と、生活保護は最低生活保障、手当はカネが入ってくる。その金額が生保に入ってくる。モヤモヤ感。
一般施策、社会保障施策の中で、児童手当、児童扶養手当が存在していることそのものが、一定の手当すべきものが必要だということがある。
金額は別として、一般世帯の生活保護に入っている方にとっても、ニードがある。
でも岩田先生が話されたように、一般扶助の考え方との整合性が難しい。

前々回かそのころ言ったけど、介護施設入所者。
日常経費が創設された。
従来だと、養護老人ホームで生活保護。
生活保護のほうで対応して、それでという形。
アパート借りたり、サ高住とかで生活される。
一昔前の施設と在宅と、変わっている。施設にかわるものでの生活、生活保護の方も必要としている。
今、フルスペックの介護保険。大変。
これから、生活支援など介護保険では難しいということある。

そういうことについて、どうするかということ、今後、将来でいいけれど、検討されたらいいと思った。

●岩田
生活保護で最低生活を規定。
手当も、そことの関係で整理できる。おっしゃるとおり。
でも、生活保護用の「加算」という用語で残すのか、一般社会の手当とするのか、かなり違う。
ヨーロッパ、戦後すぐは日本の生活保護と同じやりかた。
イギリス、1970 年代になって補足手当。
そのとき、国民扶助を、特殊なものではなく全体の社会保障の中に位置付けた。
社会保障全体が協力しあって、特別なニーズに対しても対応する。
日本、もう遅いかもしれないけど、なんとか編み直しできないかと思う。

とはいえ、歴史的にいえば、生活保護の中で育ってきた他人介護手当のような良いものがある。
障害福祉にとっては大きな役割を果たしてきた。
歴史そのものを批判したりする気はない。
でも、ややわかりづらい。
整理できるものは整理して、年金、加算でも収入認定ではなく、差額を生活保護が加算。
いま、低い年金がどんどんできている。どうなるか。
児童手当はそれとは違う。事実上、加算のようなものがつく必要はあると思う。
児童扶養手当のとき、S59、根拠をやったことがある。いくらつけるか。
みんな笑っちゃった。
高齢者、やわらかいもの食べる。
母子家庭、深夜まで働くからお惣菜。
一般世帯、「自分だってそうだ、でも事情があっても給料かわらない」
そういうつつかれかたするものを残すなら、一般制度で、でも生活保護で収入認定はしないという形でいかないと。
母子世帯の貧困率高い。
そうしないと、有子世帯の貧困解決しない。

加算、基準の検証をしろというのが、生活保護行政に投げかけられる。
そうならない形がいいのではないか。
社会保障全体でセーフティネットを編んでいくという考え方になってない。
これは年金の問題でもある。

●駒村
S59 の根拠、このときの時代背景の中で、先人が考えたもの。
今となっては難しい。
でも、やや疑問あるとしても、その給付水準、必要とか必要でないとか言えるわけではない。
今の状況の中で位置付け直す必要がある。
今の時代の中で、子どもの健全発達に必要なものを、マバ的に考える。
ある程度の活動の水準もありうる。
そういう考え方になるだろう。

●阿部
社会保障全体のこと、住宅扶助のときにやった。
最低限の住を考えるのはこの部会ではない、国交省だという議論をした。
子どもの健全な発達のために必要なものとして児童手当、児童扶養手当がある。
そっちに議論を預けるのも一つの考え方。
私たちが全部決められるものでもない。
生活保護の生活と一般世帯の生活は違うものなのかということでもある。

●駒村
他制度の考え方を引き受けるのか、こちらはこちらなのか、まだ並列になっていると思う。
社会保障全体についていけなくなった生活保護が、加算で少しおいついてきた現状。
今後、一般制度が悪くなる中で生活保護どうなるかということでもある。
どっちでいくのか。
生活保護の位置付け、それだけではないということで議論になったと思う。

栃本先生の 1.3 倍、1.5 倍、資料があったら事務局追加でよろ。
議論、根拠、研究者としても需要。

●鈴木さんの右の方
福祉年金の 1.3 倍が母子福祉年金、1.5 倍が障害福祉年金だったから、生活保護も同率にした。
S51 年のとき、独自の金額設定になったときも、1.3 倍、1.5 倍を継続した。
福祉年金がなぜ 1.3 倍 1.5 倍なのかはわからない。次のとき。

●駒村

何か当時の根拠、判断、もしあれば。

●岩田
生活保護の中での子どもの貧困対策となると、どうしても、
生活保護は所得補償のシステム。何が足りない、何が必要だとか、そういう話になると思う。
まず、生活保護を受けている有子世帯の生活実態をしらないと議論できない。
理論上、生活保護は水準均衡していることになっている。
なのに、どうして、有子世帯の子どもの貧困なのか。加算もついている。
保育園使うとき生活保護有利。
理論上、全部ついている。
何に困っているのかを知らないと、加算額が妥当かどうか検証してもしょうがない。
所得補償のありかたを。
アメリカで実験があった。子どもに貯金をさせる。
ブレアのとき。次がやめた。国がちょっと出す。
18 になると子どもが使える。資産保障。
夢をかなえられる。

生活保護世帯の子ども、けっこう年齢高い。
大人になっていく。自立していく時期。
選択肢がたくさんあることは重要。
単純に手当の問題で解消できない。
S59 年の加算のときのように、やわらかいもの、おかず買うとか、そういうのではなく。
子どもの選択肢を狭めているものが何なのか、それをなくすにはどうしたらいいのか。
加算の検証、文脈としてはわかるけど、生活保護行政としていくないと思う。
生活保護の子どもの実態、わかってないんじゃないか。
その辺を、わかってから議論してもいいんじゃないか。

●駒村
子どもの健全発達、現金給付だけなのか。
実態どうなっているのか。
これはこれで、やっておかないと、お金の政策だけなのかという話になる。
これは部会の守備範囲かどうかという話も有ると思う。
加算の議論をやって、やる以上、そういう政策が出て来ることが想定されるということでないと。
今後の議論の中で覚えておかなくてはならない点。

では次の議論。
H29 年に向けての検討課題。検討作業について。

●鈴木さんの右の人
（資料 2 説明。検証作業のすすめ方）

1422
●山田
子どものニーズ、一般世帯で必要な子どものニーズ、生活保護は一類二類に圧縮される。
検証においても留意すべき。
2 ページ、 2 の(1)の最後、具体的な生活水準に関して検討とある。
子どもについては、一類二類が学校外教育費用などで圧縮されている可能性も考えないといけない。
それはどこかに入れてほしい。

●小塩
新たな検証手法について「経済の成熟期を迎えている」とある。
場違い。
貧困リスク、子どもの貧困など新しい問題がでてきたので検証しようという問題意識があったほうがいい。

手法。
一般有子世帯と生活保護有子世帯の比較。
それですまないとおもう。
生活保護受けてない貧困世帯もある。
生活保護受けている・受けていないは区別しないで、低所得層の状況を見るのが大事だと思う。

所得の低い人の間で、生保と生保でない場合で、どう生活が違うのかを見るのも、今の生活保護の成果を見るのに重要。

何に注目して比較するのか。
生活保護、消費水準がメインになる。
多角的にみること大事。
生活意識、大事だと思うが、もっと踏み込んだ議論できないか。
子どもの貧困を議論するなら、健康状態、受診抑制、虫歯の数、貧困におかれたときにど

うなっているのか、客観的なデータで把握する必要ある。
社会参加がどう違うのか。
学習機会が奪われているのか。
踏み込んだ議論をすべき。

質問。
今回、過程生活実態、意識調査、生計調査のデータ使うということ。
そこから、今いったようなアウトカム、どのあたりまで明らかになるのか。
難しいようなら、他の調査も活用したらいいと思う。

駒村
そこ自分も気になる。
子どもに対して、イギリスみたいに資産を渡して、将来に展望を持たせるのがある。
生活保護世帯の子ども、将来にどういう展望？　社会生活どう？　そういうのは必要。
子どもに着目するとき重要な点。岩田先生ゆわれたように。
扶助の見直しに関する重要な材料。
成熟の話、なんでこんなにマイルドにするんだ。もっと明瞭に。

鈴木さんの右の人
小塩先生に
食事なら、２食以上とれているか、肉、魚、タンパク質、野菜食べているか。
受信状況、歯医者等にかかっているかどうか。
社会生活、親族や近隣との付き合いがどういう状況なのか。
レジャー、泊りがけの旅行に年何回いっているのか。
新聞、パソコンの利用状況。
貯蓄の状況も。貯蓄しているか、どういう理由か。
調査項目としては入っている。
子どもの観点からも。小遣いあげているか、習い事も。
調査項目としてはあがっている。
そこでどういうデータがあるかは、結果まとめて報告する。

駒村
確か昨年末、栄養に関する厚労省調査あった。栄養の状況、子どもの経済状況で違う。

岩田
４ページ、４の級地制度。

調査研究事業を部会として立ち上げるということなのか。
地域差、生活水準だけで見ても難しい。
根本行動、消費行動、定期的な調査ない。
総務省がちょっとやったかも。
生活水準の差だけで級地というのは、ちょっとむずかしいかも。

子どものことも。
地域差、一方ではますます小さくなる。
似たような商品やサービスで暮らすようになっている。
一方で、地域独特の制度、慣行。
都会なら気にしない七五三、お金けっこうつかう地域もある。
ご飯、二回食べているというのは、給食前提。
給食のない地域、あってはならないけど、ある。
すると子ども、お昼ほったらかし。
級地の問題なのか、どう考えればいいのか、
文科省にしっかりしてもらえばいいのか、わからない。
妙な地域差、気になる。
かなり違うなと思うこともある。なかなか悩ましい。
調査研究事業として本格的にやるのなら、水準だけでやっても意味ない。
購買行動とか、生活行動とか、生活圏域とかで、よそで、研究者のものでもあれば、参照していってほしい。

阿部
既にいろんな議論。
包括的な見直し傾向になっている。高く評価したい。
加えてほしいこと、検討してほしいこと。
１、子どもの定義
小中学生だけ？
小中学生、さまざまな加算ある。
高校生のとき自立できているかどうかを見るのが必要。
広めにとる必要がある。
世帯から切り離されている子ども、高校生年齢層になるといる。
何人くらいいるかわからない。
単身で生活保護ならいいけど、そうでない形で切り離されて、生活保護受給世帯から見えない子どもがいるかもしれない。
年齢が高い、家を出ているなど。

生活保護だった子どもたち、その後、自立できていったのかどうか。
未成年くらいの子どもたちを範囲にいれてほしい。

２　子どもの生活の質
それだけではダメ。
子どもの生活の質、その他の親などの生活の質を下げても守ろうというインセンティブ働く。
大人の生活の質も見なくては。
それを入れてほしい。

３　費目ごと？
教育加算で教育のことだけ見た時、授業料、学校に払うお金だけを見ていると、
その子どもの教育に必要なお金全体はわからない。
工業高校の実習服、被服費に入るのだろう。
教育費、塾代やドリル代、家計調査に費目として入るもの以外にも波及。
弁当代、交通費。
費目で必ずしもカチッと切れるものではないということを入れてほしい。

駒村
15-18、家を離れている子どもの状況、調査は？

阿部
量的調査知らない。
何人いるのか把握できるのか。
児童養護のアフターケアが問題に。
生活保護も同じような状況なんだと思う。

駒村
施設、施設から離れた子どもも把握されていないと思う。
施設にも親元にもいない、どういう調査がありうるか。
気にとめてほしい。聞き取り、サンプル調査あれば。

栃本
児童養護施設、自立援助ホームのその後、調べても、きちっとした調査、そもそもない。
限定的な調査はある。
非常に生活保護世帯と比較すると参考になる部分がある。

一部比較したことはある。

すごいことが書いてある。
「一般国民世帯と生活保護受給世帯の生活の質を考慮」
生活水準ではなく、生活の質。質、かなり難しい。
生活の質の指標、研究あるけど。
（三輪ツッコミ：一般国民世帯で生活保護の少し上と生活保護世帯、生活の質が違わなくちゃいけないってこと？）
ドイツ（？）人間の尊厳にふさわしい水準としている。
数年前の基準見直しのとき、この文言なかったと思う。
すごいこと。
いろんな観点で。
労働の再生産の中で、緊張処理、すごく大事。だから「質」は大事。
経済は「成熟期」、小塩先生に、違う言葉でどう言ったらいいのか、考えてほしい。
貧困問題もあるけど、経済的要素は重要。それ以外にも注目したのが成熟社会の特徴。
だからこそ「生活の質」が入っていると思う。
停滞期、格差ではなくて、人間が生存するのに何が必須アイテムか。
高度成長期なら経済経済。それ以外に注目されている。
（三輪ツッコミ：経済が追求できなくなったからでは）
消費様式、大事だと思う。生活の質、成熟社会でも大事。
貨幣経済の中で生きているが、それ以外がないわけではない。
そこを勘案する視点大事。
低くていいと言っているわけではない。

山田
一般有子世帯と生活保護有子世帯の話。生活保護以下の有子世帯、いらないと思う。
どこをベンチマークにするかにも関わると思う。
生活保護以下のひとり親世帯の状況と生活保護と比べるのは意味がない。

阿部
低きに合わせるのではないということわかる。

小塩
政策の効果を見るためには両方みないと。

駒村

基準の参照のためではない、と。

岩田
生保、中高くらいの子が多い。
生保の話なので、そこにいくらを加算できるかという話になるとは思う。
でもどんなふうに家にいたり家を出たりしているか、はっきり知りたい。
福祉事務所レベルで話をきくと、世帯分離。自主的なものとそうでないのと。
生活保護受給そのものが家族関係は、精神障害の疑われる家族がいるけど受診しないとき、困窮者支援が介入して家族を整理したり。
集団就職のとき、生業扶助で子どもたちを就職させて生活保護切る。
１０年くらいすると身体壊して生活保護に戻ってくる。
今、就職に熱心な高校少ない。高卒後の就職、悩ましい。
親との関係。内実を知るのが難しい。
こないだでた林さんの本。わりといいケース。
自己肯定感、必ずしも低くないとか、いろんな知見がある。
でも分かってない部分。
若者論はもう少し上。３４歳くらい。
その間、分かってない。
ドロップアウトして、ステップアップできない、自分の人生を歩み出せない子どもたちがいるのは事実。
子どもが単身で自動で生活保護とれるようにはなってない。

阿部
高校進学まではみる。でも中退。その子たち、多くの場合は家を出る。
ケースワーカー、昔中学生の子がいた家、今はいなくなっているというのはわかるはず。
それをまとめられないか。

駒村
大事な部分。
施設を出た後の子どもたち。保護率が高いというデータも。
今のような数字あったら、自立に向けての、家、施設を出る瞬間はどうなのか。
実態把握してもらわないと。
問題意識として、厚労省、援護局に持ってもらって。
でも基準の話になると、時間も有る話。
今後、部会としては、新たな検討手法がいつもテーマ。
手法開発。保護に戻ってこない支援。

さっきの岩田先生のショッキングな話。その時は保護費減らしても１０年後に身体壊して保護に戻る。
まず、どういう材料があるのか提示していただく。

自分から。
５ページ、住宅扶助の見直し。
転居あったかどうかだけではわからないと思う。
家主が応じれば転居しなくていい、応じないで転居しない方法もある。
家賃の差額部分を別費目でとって実質的な扶助水準が下がるとか。
これを被保護者調査で把握できるのか。
価格転嫁されただけということだけど。
ヒアリング、サンプル、家賃に対する粘着性など。
転居数を数えて影響が大きかったか少なかったかという話はできない。

よろしければ、今日、議論出尽くした。
今日の議論ご意見をふまえて、事務局、修正を。それは自分に確認一任を。
今後は検証作業に入るということでいい？

事務局、本文に修正を。
次回？

鈴木
今後の部会。
前回報告したとおり、検討作業班をもうける。
データの作り込み、議論に供するためのデータを整理する作業に入る。
しばらく時間もらって、一定の議論になるだけ熟してきたら、開催アナウンスする。
（三輪つっこみ：たぶんねー。その前に５月に財務省がなんか言うよね？　それ待ってない？）

終了
1501